



平成 17 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 林 郁  
( J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9 )  
(URL <http://www.garage.co.jp/>)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長  
櫻 井 光 太  
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

## ストック・オプション（新株予約権）の発行のお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 29 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 9 月 22 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するため、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問および従業員とする。

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 800 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じた 0.01 株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併をおこない本件新株予約権が承継される場合、または、当社が新設分割もしくは吸収分割をおこなう場合、当社は必要と認める株式数の調整をおこなう。

##### (3) 新株予約権の総数

800 個を上限とする。（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。）

ただし(2)に定める株式の数の調整をおこなった場合には、同様の調整をおこなう。）

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価格）

新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日は除く。）における株式

会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「最終価格」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の最終価格（取引が成立しない場合にはそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をおこなう場合（新株予約権の行使または平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権および同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「新規株式発行前の 1 株当たりの時価」を「処分前の 1 株当たりの時価」に、各々読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 22 日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、当社および当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する新株予約権割当に関する契約に定める条件による。
- ④ 上記の他、権利行使の条件については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権割当の対象となる当社および当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員との間で個別に締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 本件新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が本件新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を必要とする。

※ 上記内容については、平成 17 年 9 月 22 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会において「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認されることを条件としております。

以上